

(車検なし)

公有財産売買契約書

売出人川西市 (以下「甲」という。) と買受人_____ (以下「乙」という。) とは、次の条項により川西市公有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(売買物件及び売買代金)

第2条 甲は、次に掲げる物件 (以下「売買物件」という。) を金_____円をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

物件番号	売買物件名	数量	摘要
1	【走行距離少なめ！】 いすゞPB-N 2tダンプ	1台	別紙のとおり

(契約保証金)

第3条 この契約締結と同時に、すでに納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

(代金の支払)

第4条 乙は、売買代金から契約保証金を控除した残金_____円を、甲の指定する銀行口座への振込または甲の発行する納入通知書により、令和____年____月____日までに甲に支払わなければならない。

2 乙が前項の売買代金から契約保証金を控除した残金を甲に支払ったときは、契約保証金を売買代金の全部に充当するものとする。

(所有権の移転等)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備す

べき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとする。

3 乙は、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から30日以内で両者の定める日に、当該物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領証および乙の運転免許証の写しを甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第7条 乙は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届けて延期の承認を受けるものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引き受けの間までにおいて、滅失又はき損等の被害を受けても、売買代金の減免若しくは損害の賠償等の請求および契約の解除をすることができないものとする。

2 乙は、この契約締結後売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償等の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の帰属)

第9条 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を違約金として甲に帰属させるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は乙が川西市暴力団排除に関する条例施行規則第2条第1項に規定する暴力団等であると判明したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、川西市を管轄区域とする裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売 払 人 兵庫県川西市中央町12番1号
川西市長 越田 謙治郎 ㊟

買 受 人 住 所 _____

氏 名 _____ 実印

別紙

車名	【走行距離少なめ！】 いすゞ PB-N 2t ダンプ
年式	平成18年
車台番号	NKR81-7052044
型式	PB-NKR81AN
乗車定員	3人
長さ×幅×高さ	469cm×170cm×195cm
総排気量	4.77L
色	青
走行距離	92,209km
自動車検査証有効期間の満了する日	期限切れ